

平成 31 年度 4 月教育委員会議定例会議事日程

日 時 平成 31 年 4 月 19 日 (金)

午前 9 時 30 分より

場 所 町民センター2A クラブ室

- 1 開会宣言
- 2 署名委員の指名
- 3 職員紹介
- 4 教育長事務報告
- 5 付議事項
 - (1) 議案第 1 号 二宮町立小中学校普通教室等空調機設置工事請負契約について
 - (2) 議案第 2 号 二宮町教科用図書採択検討委員会委員の委嘱について
 - (3) 議案第 3 号 二宮町立の小学校及び中学校の通学地域に関する規則の一部を改正する規則について
 - (4) 議案第 4 号 学校運営協議会委員の委嘱について
- 6 報告・協議事項
 - (1) 各種要綱の制定改廃について (報告)・・・資料No. 1
 - (2) 二宮町立学校再配置実施計画 (素案) について
 - (3) その他

* 次回教育委員会議予定
- 7 閉会宣言

※資料中の元号については、「元号改正」に伴い、便宜上元号表記を「平成」とし、平成 31 年 5 月以降は、新元号に読み替えます。

平成 30 年度 二宮町教育委員会職員名簿

(平成 31 年 4 月 1 日)

事務局職員

※異動者

| 役 職 | 氏 名 |
|--------------------|------------------|
| 教育部長 | ※ 黒石 徳子 |
| 教育総務課長 | ※ 下條 博史 |
| 教育総務班 班長 | 竹本 直昭 |
| 〃 副主幹 | ※ 石坂 由希子 |
| 〃 主査 | ※ 込山 久美子 |
| 〃 主事 | 鈴木 勇人 |
| 指導班 班長 | 寺口 瑞紀 |
| 〃 主幹兼指導主事 | 永井 貴幸 |
| 〃 主幹兼指導主事 | 境野 朋美 |
| 〃 主任主事 | ※ 大木 健司 |
| 学校給食センター 主任主事 | 渡邊 一充 |
| 〃 栄養教諭 | 岡根 直子 【一色小学校】 |
| 〃 学校栄養技師 | 富田 佑美 【二宮中学校】 |
| 教育研究所 教育支援室専任教諭 | ※ 海老澤 晴美 【二宮中学校】 |
| 生涯学習課長 | 小島 孝紀 |
| 生涯学習・スポーツ班班長 | ※ 小嶋 千穂 |
| 〃 副主幹 | 須賀 亜希穂 |
| 〃 主任主事 | 加藤 庸介 |
| 〃 主事 | 川村 純 |
| 〃 主事 | 木本 盛之 |
| 〃 主事 | 鮎沢 裕俊 |
| 図書館長 | 三浦 牧子 |
| 図書館班 班長 | 丹羽 朋子 |
| 〃 主査 | 稗田 倫子 |

平成 31 年度 二宮町立小中学校長・教頭名簿

(平成 31 年 4 月 1 日)

| 学校名 | 職名 | 氏名 |
|--------|----|--------|
| 二宮小学校 | 校長 | 和田 俊宏 |
| | 教頭 | 金子 由紀美 |
| 一色小学校 | 校長 | 古正 栄司 |
| | 教頭 | 中西 美保 |
| 山西小学校 | 校長 | 藤田 和人 |
| | 教頭 | 北川 慶太 |
| 二宮中学校 | 校長 | 松本 雅志 |
| | 教頭 | 岸 陽二 |
| 二宮西中学校 | 校長 | 和田 智司 |
| | 教頭 | 伊庭 しげみ |

平成 31 年 4 月定例教育委員会議 教育長事務報告

(H31. 3. 27~H30. 4. 18)

| 月 | 日 | 曜日 | 内 容 |
|---|----|----|--------------------|
| 3 | 28 | 木 | 定例教育委員会議 |
| 3 | 29 | 金 | 町職員退職者辞令交付式 |
| | | | 教育委員会退職者辞令交付式 |
| 4 | 1 | 月 | 町職員辞令交付式 |
| | | | 教育委員会職員辞令交付式 |
| 4 | 1 | 月 | 教育委員会非常勤職員辞令交付式 |
| 4 | 2 | 火 | 政策会議 |
| 4 | 3 | 水 | 小中学校校長会 |
| 4 | 5 | 金 | 小学校入学式・中学校入学式 |
| 4 | 6 | 土 | 二宮町子ども会育成会連絡協議会総会 |
| 4 | 8 | 月 | 小中学校教頭会 |
| 4 | 9 | 火 | 給食センター始業あいさつ |
| 4 | 10 | 水 | 二宮西中学校学校運営協議会 |
| 4 | 11 | 木 | 生涯学習ボランティア学級講座部会総会 |
| 4 | 11 | 木 | スポーツ推進委員委嘱式 |
| 4 | 12 | 金 | 二宮町地区長連絡協議会 連絡会議 |
| | | | 青少年指導員委嘱式 |
| 4 | 13 | 土 | P T A 役員研修会 |
| 4 | 15 | 月 | 市町村教育委員会連合会総会 |
| 4 | 16 | 火 | 政策会議 |
| 4 | 17 | 水 | 図書館基金寄附受領 |

4月政策会議結果報告

平成31年4月2日(火)開催分

【町長あいさつ】

- ・新庁舎の整備については、全庁的にしっかりと取り組んで行く。
- ・3月議会で示された課題への対応について、職員がしっかりと捉えて対応していく姿を見せることが大事である。
- ・職員自ら、町のためにどう取り組んでいくか、指示を待つのでなく、主体的な動き、提案をお願いしたい。

【主な付議案件】

- 1 平成31年度第1回議会定例会の総括質疑及び一般質問について
 - ・総括質疑及び一般質問における議員からの要望事項への対応について確認を行った。
- 2 持続可能な地域づくり検討報告について
 - ・今後の地域のあり方を研究するにあたり、平成30年度に庁内研究会で行った研究の報告があった。31年度はこれを基に、地区長及び地域とともに具体的な研究を行う。
- 3 「町への提案」等について
 - ・温水プールの件について、1名の方から提案あり。
- 4 二宮町立学校再配置計画(素案)について
 - ・素案について説明。今後、議会、地区長、PTA役員に説明した後、保護者と地域への説明を行っていく。
- 5 平成31年度二宮町教育委員会基本方針について
 - ・平成31年度の教育委員会基本方針について説明。

【情報交換】

なし

4月政策会議結果報告

平成31年4月16日(火)開催分

【主な付議案件】

- 1 平成32年度予算における神奈川県町村会の国政要望(案)について
 - ・神奈川県町村会を通じた国政要望について、確認の依頼があった。
- 2 二宮町プレミアム付商品券事業概要(案)について
 - ・二宮町町のプレミアム商品券事業の概要について確認を行った。

【情報交換】

- 平成31年度の町の監査業務について、平成31年度監査基本計画に基づき、実施します。
- 庁舎内のごみ出しについて、事業所が排出するごみとして適正に処理するため、ごみの出し方が変更になります。

教育総務課事業報告

事業報告

(平成31年3月29日～平成31年4月16日)

| 月日 | 曜日 | 主な会議・行事等 | 開催場所 | 人数 |
|-------|----|----------------------------------|--------|--------------|
| 3月29日 | 金 | 教職員等転退職者辞令交付式 | 役場 | |
| 4月1日 | 月 | 教職員等辞令交付式 | 役場 | |
| 4月3日 | 水 | 小・中学校校長会 | 役場 | 13 |
| 4月3日 | 水 | 支援教育補助員研修会 | 町民センター | 21 |
| 4月5日 | 金 | 小・中学校入学式 | 各小中学校 | 小189 中206 |
| 4月8日 | 月 | 小・中学校教頭会・事務職員会議 | 町民センター | 18 |
| 4月10日 | 水 | 教職員授業力向上研究担当者会 | 二宮中学校 | 6 |
| 4月11日 | 木 | 外国語活動・英語教育担当者会 | 町民センター | 7 |
| 4月15日 | 月 | 児童・生徒指導担当者会、教育相談 コーディネーター担当者会 | 教育支援室 | 15 |
| 4月16日 | 火 | 学校事務連携会議 | 町民センター | 8 |

事業予定

(平成31年4月22日～平成31年5月23日)

| 月日 | 曜日 | 主な会議・行事等 | 開催場所 | 予定人数 |
|-------|----|------------------|--------|------|
| 4月22日 | 月 | 学校保健担当者会 | 教育支援室 | 6 |
| 4月24日 | 水 | 部活動ガイドライン担当者会 | 給食センター | 5 |
| 4月25日 | 木 | 教務担当者会 | 教育支援室 | 6 |
| 4月26日 | 金 | 小学校外国語活動研修会 | 町民センター | 60 |
| 5月9日 | 木 | 特別支援教育担当者会 | 教育支援室 | 21 |
| 5月15日 | 水 | 町初任者研修会 | 町民センター | 5 |
| 5月16日 | 木 | 学校事務連携会議 | 町民センター | 8 |
| 5月17日 | 金 | 小・中学校校長会 | 役場 | 10 |
| 5月17日 | 金 | 二宮町図書館・学校図書館連絡会議 | 教育支援室 | 12 |
| 5月18日 | 土 | 二宮西中学校体育祭 | 二宮西中学校 | |
| 5月23日 | 木 | 総合教育会議 | 役場 | 10 |

学校給食センター

事業報告

(平成31年3月27日～平成31年4月17日)

| 月日 | 曜日 | 主な会議・行事等 | 開催場所 | 人数 |
|-------|----|----------------|--------|----|
| 3月27日 | 水 | 給食調理用物資納入業者説明会 | 町民センター | 26 |
| 4月9日 | 火 | 小・中学校給食開始 | | |
| 4月17日 | 水 | 献立会議（給食担当者） | 給食センター | 8 |

事業予定

(平成31年4月24日～平成31年5月16日)

| 月日 | 曜日 | 主な会議・行事等 | 開催場所 | 予定人数 |
|-------|----|-------------|--------|------|
| 4月24日 | 水 | 納入物資監査 | 給食センター | |
| 5月8日 | 水 | 献立会議（PTA） | 給食センター | 8 |
| 5月16日 | 木 | 献立会議（給食担当者） | 給食センター | 8 |

生涯学習課事業報告（平成31年3月27日～平成31年4月18日）

生涯学習・スポーツ班

| 月/日 | 曜日 | 会 議 ・ 行 事 等 | 開 催 場 所 | 定員 | 参加人数 |
|------|----|------------------------------------|---------------------|-----|------|
| 4/11 | 木 | スポーツ推進委員連絡協議会委嘱式 スポーツ推進委員連絡協議会① | ラディアン ミーティングルーム1 | 20人 | 16人 |
| 4/12 | 金 | 青少年指導員連絡協議会① | ラディアン ミーティングルーム1 | 19人 | 14人 |
| 4/13 | 土 | PTA役員研修会 | ラディアン ミーティングルーム2 | — | 38人 |
| 4/16 | 火 | 町民大学講座 『やさしく描く写仏入門』 | ラディアン ミーティングルーム1 | 20人 | |

生涯学習課事業予定（平成31年4月19日～平成31年5月22日）

生涯学習・スポーツ班

| 月 日 | 曜日 | 主な会議・行事等 | 開催場所 | 開始時間 |
|-----------------------|----|---|-----------------------|-------|
| 4/19 | 金 | 青少年環境浄化推進員委嘱式 環境浄化パトロール① | ラディアンミーティングルーム2 町内 | 15:00 |
| 4/20 | 土 | 子ども会指導者・青少年指導員合同研修会① | ラディアン ミーティングルーム2 | 13:30 |
| 4/25 | 木 | スポーツ推進委員連絡協議会② | ラディアン ミーティングルーム1 | 19:15 |
| 4/28 | 日 | 青少年指導員連絡協議会主催事業 「楽しく学ぼう野外炊事」 | 一色防災コミュニケーションセンター | 9:30 |
| 4/29（月・祝） ～5/31（金） | | 丹沢アートフェスティバル「竹岡健輔 硝子作品展」 | ふたみ記念館 | 10:00 |
| 5/11（土）～ 12（日） | | 第7回 バラ展（生涯学習ボランティア自主企画） | ラディアン 展示ギャラリー | 13:00 |
| | | 「プリザーブドフラワーの花飾りを作ろう！」 （バラ展同時開催） | ラディアン ミーティングルーム2 | 13:30 |
| 5/11 | 土 | 子どもチャレンジ教室 「母の日講座 手作りカーネーションをプレゼントしよう」 | ラディアン ミーティングルーム1 | 13:30 |
| 5/15 | 水 | 社会教育委員会会議① | ラディアン ミーティングルーム1 | 13:30 |
| 5/17 | 金 | 環境浄化パトロール② | 町内 | 15:00 |
| 5/19 | 日 | 子ども会指導者・青少年指導員合同研修会② | ラディアン ミーティングルーム2 | 13:30 |

生涯学習課事業報告(平成31年3月28日～平成31年4月18日)

図書館班

| 月日 | 曜日 | 主な会議・行事等 | 開催場所等 | 参加者数等 |
|-----------------------------------|----|---------------------|------------|-------------------------|
| 4/3 | 水 | 修理ボランティア | ボランティアルーム | 1人8冊 |
| 4/10 | 水 | ちいちゃいおはなし会 | 図書館おはなしのへや | 子ども6名 大人6名 |
| 4/14 | 日 | 図書リサイクルコーナー | 図書館 | 221冊 |
| 4/17 | 水 | ブックスタート(子育て・健康課と共催) | 保健センター | 27組 |
| 4/17 | 水 | 修理ボランティア | ボランティアルーム | 5人40冊 |
| 4/18 | 木 | 修理ボランティア | ボランティアルーム | 6人51冊 |
| 4/18 | 木 | 託児サービス | ラディアン保育室 | 5人 |
| 書架整理ボランティア (3/29～4/17 活動日数10日) | | | 図書館 | のべ15人/ のべ 20時間20分 |

生涯学習課事業予定(平成31年4月19日～平成31年5月22日)

図書館班

| 月日 | 曜日 | 主な会議・行事等 | 開催場所等 | 開始時間 |
|------|----|----------------------|------------|--------------------|
| 4/19 | 金 | わらべうたであそぼう(未就園児とその親) | ラディアン和室 | ①10:00～ ②11:00～ |
| 4/20 | 土 | おはなし会とおりがみあそび | 図書館おはなしのへや | 14:00～ |
| 5/1 | 水 | 修理ボランティア | ボランティアルーム | 10:00～ |
| 5/12 | 日 | 図書リサイクルコーナー | 図書館 | 9:30～ |
| 5/15 | 水 | ちいちゃいおはなし会 | 図書館おはなしのへや | 10:00～ |
| 5/15 | 水 | 修理ボランティア | ボランティアルーム | 10:00～ |
| 5/16 | 木 | 修理ボランティア | ボランティアルーム | 10:00～ |
| 5/16 | 木 | 託児サービス | ラディアン保育室 | 10:00～ |
| 5/17 | 金 | わらべうたであそぼう(未就園児とその親) | ラディアン和室 | |
| 5/18 | 土 | おはなし会とおりがみあそび | 図書館おはなしのへや | |
| | | 二宮町図書館・学校図書館連絡会議① | | |

※書架整理ボランティアの活動日:原則 毎週火曜日・土曜日 9:30～17:00

議案第3号

二宮町立の小学校及び中学校の通学地域に関する規則の一部を改正する規則について

平成31年4月19日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町立の小学校及び中学校の通学地域に関する規則について、所定の改正を行うため提案する。

二宮町立の小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

二宮町立の小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和40年二宮町教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」の次に「及び別図」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

| 通学区域名 | 通学区域 | 備考（通称地区名） |
|----------|--|--|
| 小学校 | | |
| 二宮小学校通学区 | 大字二宮、富士見が丘一丁目、富士見が丘二丁目、富士見が丘三丁目、松根、山西の一部 | 元町北、元町南、上町、中町、下町、富士見が丘1、富士見が丘2、富士見が丘3、松根、梅沢 |
| 一色小学校通学区 | 大字一色、百合が丘1丁目、百合が丘2丁目、百合が丘3丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目 | 一色、百合が丘1、百合が丘2、百合が丘3、緑が丘 |
| 山西小学校通学区 | 大字中里、中里二丁目、山西の一部、川匂 | 中里、越地、釜野、茶屋、川匂 |
| 中学校 | | |
| 二宮中学校通学区 | 大字二宮、富士見が丘一丁目、富士見が丘二丁目、富士見が丘三丁目、松根、山西の一部、一色、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目 | 元町北、元町南、上町、中町、下町、富士見が丘1、富士見が丘2、富士見が丘3、松根、梅沢、一色、緑が丘 |

| | | |
|-----------|--|----------------------------------|
| 二宮西中学校通学区 | 大字山西の一部、川匂、百合が丘1丁目、百合が丘2丁目、百合が丘3丁目、中里二丁目 | 越地、茶屋、釜野、川匂、百合が丘1、百合が丘2、百合が丘3、中里 |
|-----------|--|----------------------------------|

別表の次に次の別図を加える。

別図 (第2条関係)



中学校通学区域図



附 則
この規則は、公布の日から施行する。

二宮町立の小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の新旧対照表

| 改正後 | | | 改正前 | |
|---|--|--|---|---|
| 第2条 二宮町立の小学校及び中学校（以下「小・中学校」と言う。）の通学区域は、別表及び別図のとおりとする。 | | | 第2条 二宮町立の小学校及び中学校（以下「小・中学校」と言う。）の通学区域は、別表のとおりとする。 | |
| 別表（第2条関係） | | | 別表 | |
| | | | (1) 小学校 | |
| 通学区域名 | 通学区域 | 備考（通称地区名） | 通学区域名 | 通学区域に含まれる地区 |
| 小学校 | | | | |
| 二宮小学校通学区 | 大字二宮、富士見が丘一丁目、富士見が丘二丁目、富士見が丘三丁目、松根、山西の一部 | 元町北、元町南、上町、中町、下町、富士見が丘1、富士見が丘2、富士見が丘3、松根、梅沢 | 二宮小学校通学区 | 大字二宮地区、富士見が丘一丁目、富士見が丘二丁目、富士見が丘三丁目、松根地区及び大字山西のうち梅沢地区 |
| 一色小学校通学区 | 大字一色、百合が丘1丁目、百合が丘2丁目、百合が丘3丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目 | 一色、百合が丘1、百合が丘2、百合が丘3、緑が丘 | 一色小学校通学区 | 大字一色地区及び百合が丘1丁目、百合が丘2丁目、百合が丘3丁目地区、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目地区 |
| 山西小学校通学区 | 大字中里、中里二丁目、山西の一部、川匂 | 中里、越地、釜野、茶屋、川匂 | 山西小学校通学区 | 大字中里地区、中里二丁目地区、大字山西のうち越地、釜野、茶屋地区及び大字川匂地区 |
| 中学校 | | | | |
| 二宮中学校通学区 | 大字二宮、富士見が丘一丁目、富士見が丘二丁目、富士見が丘三丁目、松根、山西の一部、一色、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目 | 元町北、元町南、上町、中町、下町、富士見が丘1、富士見が丘2、富士見が丘3、松根、梅沢、一色、緑が丘 | 二宮中学校通学区 | 大字二宮地区、富士見が丘一丁目、富士見が丘二丁目、富士見が丘三丁目、松根地区、大字山西のうち梅沢地区及び大字一色地区、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目地区 |
| 二宮西中学校通学区 | 大字山西の一部、川匂、百合が丘1丁目、百合が丘2丁目、百合が丘3丁目、中里、中里二丁目 | 越地、茶屋、釜野、川匂、百合が丘1、百合が丘2、百合が丘3、中里 | 二宮西中学校通学区 | 大字山西のうち、越地、茶屋、釜野地区、大字川匂地区百合が丘1丁目、百合が丘2丁目、百合が丘3丁目地区及び大字中里地区、中里二丁目地区 |
| | | | 備考 百合が丘1丁目地区については、天災その他特別の事情がない限り通学区域の変更はしない。 | |
| | | | (2) 中学校 | |
| | | | 通学区域名 | 通学区域に含まれる地区 |
| | | | 二宮中学校通学区 | 大字二宮地区、富士見が丘一丁目、富士見が丘二丁目、富士見が丘三丁目、松根地区、大字山西のうち梅沢地区及び大字一色地区、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目地区 |
| | | | 二宮西中学校通学区 | 大字山西のうち、越地、茶屋、釜野地区、大字川匂地区百合が丘1丁目、百合が丘2丁目、百合が丘3丁目地区及び大字中里地区、中里二丁目地区 |

改正後

別図（第2条関係）



改正前



議案第4号

学校運営協議会委員の委嘱について

平成31年4月19日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町立山西小学校の学校運営協議会委員について、平成32年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（山西小学校）

| | 氏名 | 発令年月日 | 任期 | 備考 (新任の場合記載) |
|---|--------|-----------|------------|-----------------|
| 1 | 蓮實 茂夫 | 平成31年4月1日 | 平成32年3月31日 | 新任 |
| 2 | 阿部 正昭 | | | |
| 3 | 山中 美由紀 | | | |
| 4 | 小林 貴利 | | | |
| 5 | 柴田 かよ | | | |
| 6 | 泉 直英 | | | |
| 7 | 山下 浩之 | | | |

二宮町特別支援教育就学奨励費交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する小学校又は中学校の特別支援学級（以下「特別支援学級」という。）に就学する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者の経済的な負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱により就学奨励費を交付する対象者は、二宮町立の小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助若しくは同法第13条の規定による教育扶助の交付が行われている者又は二宮町児童生徒就学援助費交付要綱（平成29年12月8日施行）の規定による児童生徒就学援助費の交付を受けている者を除く。

(種類及び金額等)

第3条 就学奨励費の種類及び金額は、別表のとおりとする。

(収入額・需要額調書の提出)

第4条 第2条に掲げる交付対象者に該当する者は、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（別記様式）（以下「調書」という。）を記入し、学校長を経由して二宮町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。ただし、その年の1月1日現在に二宮町に住民登録のない者

は住所地における世帯全員分の市町村民税課税（非課税）証明書を添付するものとする。

2 前項の調書の提出は、教育長が指定する期日（以下「期日」という。）までに行うものとする。

（決定）

第5条 教育長は、前条の規定により提出された調書に基づき、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領により算定した収入額と需要額の割合を審査し、次の各号に掲げる区分を決定し、当該保護者及び学校長に通知するものとする。

（1）保護者の属する世帯の収入額（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に規定する収入額をいう。次号において同じ。）が同条第1号及び第2号に該当する者

（2）保護者の属する世帯の収入額が特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第3号に該当する者

2 交付開始日は、期日までに調書の提出があった者については、4月1日とし、年度途中で調書の提出があった者については、その提出日をもって交付開始日とする。

3 決定の有効期間は、第1項の規定により決定した日の属する年度内とする。

（交付）

第6条 就学奨励費は、前条の規定により交付が決定された児童生徒の保護者（以下「受給者」という。）が指定する金融機関の預金口座へ振り込むことにより交付する。

2 年度の途中で交付が開始された保護者に対する交付限度額は、次のとおりとする。

（1）給食費は、交付開始日からの日割りにより計算した額

（2）修学旅行費、校外活動費は、交付開始日後に実施されたものの額

（3）学用品・通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、

交付開始日の翌月1日から月割りにより計算した額。ただし、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、年度の当初から特別支援学級に就学した者を対象とし、年度の途中で特別支援学級に就学した者については、支給しない。

(報告義務)

第7条 受給者は、第4条の規定により提出した内容に変更が生じた場合は、速やかに教育長に報告しなければならない。

(返還)

第8条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取消し、又は既に交付した就学奨励費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により就学奨励費の交付を受けたとき。

(2) 就学奨励費の交付に当たり教育長が付する条件に違反し、又は就学奨励費をその目的以外のことに使用したとき。

(学校長の責務)

第9条 学校長は、児童生徒の給食費、就学奨励費の交付対象となる学校行事の参加の有無、費用及び就学奨励費交付額決定に係る資料を教育長に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

就学奨励費の種類及び金額（年額）

| 区分 | 小・中等の別 | 交付額 | 交付限度額 | 対象者区分 |
|--------------------|---------|-------|-------------------------|-----------------------------------|
| 学用品・通学用品購入費 | 小学校 | 実費の半額 | 各年度において文部科学省が定める額を上限とする | 第5条第1項第1号に規定する者のうち就学奨励費の交付が決定された者 |
| | 中学校 | | | |
| 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 | 小学校1年生 | 実費の半額 | | |
| | 中学校1年生 | | | |
| 体育実技用具費 | 中学校（柔道） | 実費の半額 | | |
| | 中学校（剣道） | 実費の半額 | | |
| 校外活動費 | 小学校 | 実費の半額 | なし | |
| | 中学校 | | | |
| 修学旅行費 | 小学校 | 実費の半額 | なし | |
| | 中学校 | | | |
| 給食費 | 小学校 | 実費の半額 | なし | |
| | 中学校 | | | |

別記様式（第4条関係）

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需用額調書

(整理番号) No.

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|--------------------|-------------|--------------|-----------------|---------------|---------------------------|-------------------|--|---------|-----------------|---|------------------------------|---|---|
| 保護者等 氏名 (記名・押印又は署名) | | 住所 中郡二宮町 | | 幼児・児童・生徒氏名 | | 学校名、学年(特別支援学級名)等 | | ※都道府県の地区別区分 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ) <input checked="" type="checkbox"/> 地域の級地区分 { 1-1、1-2、 <input checked="" type="checkbox"/> } { 2-2、3-1、3-2 } | | 学 校 長 印 | | | | |
| 世帯の収入状況 | | | | 世帯の状況(前年12月末現在) | | | | 需用額等 | | | | | | |
| | | | | 氏名 | 生年月日 (満年齢) | 在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無) | 教育扶助基準額 | | 生活扶助基準 | | | | | |
| 所得 控 除 前 の | 総所得金額 | 円 | 年 月 日 (才) | | 通 学 費 | 円 | ※ 学 校 給 食 費 基 準 額 | 円 | ※ 第 1 類 | ※ 期 末 一 時 扶 助 費 | 円 | ※ 第 2 類 f (基準額) | | |
| | 退職所得金額 | | 年 月 日 (才) | | | | | | | | | 円 g (地区別冬季加算額) | | |
| 所 得 控 除 | 山林所得金額 | | 年 月 日 (才) | | | | | | | | | 円 h 住宅扶助基準 ※ | | |
| | 計 | A | 年 月 日 (才) | | | | | | | | | 円 | | |
| 所 得 控 除 | 社会保険料 | | 年 月 日 (才) | | | | | | | | | 円 i 需用額 ※ (a~hの合計) | | |
| | 生命保険料 | | 年 月 日 (才) | | | | | | | | | 円 | | |
| 所 得 控 除 | 損害保険料 | | 年 月 日 (才) | | | | | | | | | 円 | | |
| | 計 | B | 年 月 日 (才) | | | | | | | | | 円 | | |
| 所得額(A-B) | C | ※ | 年 月 日 (才) | | | | | | | | | 収入額 ※ 需用額 | | |
| 所得月額(C×1/12) | D | ※ | 年 月 日 (才) | | | | | | | | | $\frac{F}{i} = \text{---} =$ | | |
| 障害者加算控除 (保護基準により算定) | E | ※ | 年 月 日 (才) | | | | | | | | | | | |
| 収入額(D-E) | F | ※ | 合 計 | | a | ※ | b | ※ | c | ※ | d | ※ | e | ※ |
| 通学費 明細 | (通学費を要したものと記入すること) | | | 特記事項 | | | | 支弁区分 <input type="checkbox"/> Ⅰ段階(令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> Ⅱ段階(" 第2号該当) <input type="checkbox"/> Ⅲ段階(" 第3号該当) | | | | | | |

(注) 1. 支弁区分欄は、特別支援学級の場合は、収入額が需用額の2.5倍未満の者はⅡ段階、2.5倍以上の者はⅢ段階として処理すること。
2. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。
3. 整理番号は個人別支給台帳の番号合わせること。

※なお、特別支援教育就学奨励費の申請にあたり、町民税等の所得状況を閲覧する場合があります。ことに同意します。

年 月 日 氏名 印

二宮町英語検定奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二宮町立中学校に在学する生徒が、グローバル化に対応した英語力を身に付けられるように、英語に対する興味・関心を高め、学習意欲の向上を図るため、予算の範囲内において二宮町英語検定奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「英語検定」とは、公益財団法人日本英語検定協会（以下「協会」という。）が実施する実用英語技能検定をいう。

(奨励金の対象)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、二宮町立中学校に在学する生徒の保護者で、当該生徒が在籍する二宮町立中学校の校長（以下「校長」という。）に当該生徒が英語検定3級の受験申込みをした者とする。ただし、協会により検定料免除が適用される欠席理由以外の理由で、受験当日に欠席した生徒の保護者及び既に対象者となった者は除く。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、英語検定3級の検定料の額とする。

2 奨励金の交付は、当該年度の第1回から第3回の英語検定に対して行うものとし、生徒1人当たり二宮町立中学校在学中1回とする。

(交付申請)

第5条 対象者は、奨励金の交付に係る一切の事務を校長に委任するものとする。

2 校長は、前項に規定する委任を受けるときは、対象者から英語検定申込書兼委任状（第1号様式）を徴するものとする。

3 前項の規定により委任を受けた校長は、二宮町英語検定奨励金交付申請書（第2号様式）に二宮町英語検定奨励金交付対象受験志願者内訳書（第3号様式）を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上交付決定を行い、二宮町英語検定奨励金交付決定通知書（第4号様式）により、校長に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 前条の規定により奨励金の交付決定通知を受けた校長は、二宮町英語検定奨励金交付請求書(第5号様式)により、奨励金の支払を町長に請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求を受けたときは、奨励金の交付に代えて当該奨励金交付対象受験志願者分の検定料を直接協会に支払うものとする。

(実績報告)

第8条 校長は、英語検定終了後30日以内に、二宮町英語検定奨励金交付実績報告書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する対象者と認められなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、第5条第1項の規定により当該対象者の委任を受けた校長に対して、その旨を通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、奨励金の当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているとき(第7条第2項の規定により、検定料が協会に支払われているとき)は、校長を通じて、当該対象者に対して、30日以内に当該奨励金相当額の返還を求めるものとする。

(関係書類の整備等)

第11条 奨励金の交付を受けた校長は、奨励金の交付に係る関係書類等収支を明らかにする書類を整備し、交付事業完了年度の翌年度から起算して5年間、当該書類を保存しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(二宮町英語検定奨励金交付要綱の廃止)

2 二宮町英語検定奨励金交付要綱(平成24年二宮町教育委員会告示12号)は、廃止する。

第1号様式（第5条関係）

二宮町立 中学校
校長 様

英語検定申込書 兼 委任状

二宮町英語検定奨励金交付対象の英語検定3級（第 回、本会場実施）の受験を申し込みます。
なお、在籍する二宮町立 中学校校長に、二宮町英語検定奨励金の交付に係る一切の事務
を委任します。

年 月 日

申請者(保護者)

住所 _____

氏名 _____ ⑩

生徒

年 組 番

氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

*一次試験免除申請者はこちらに一次試験合格時の内容を記入してください。

| 年度 | 回 | 級 | 受験地番号 | 一次試験合格時の個人番号 |
|----|-----|-----|-------|--------------|
| 年度 | 第 回 | 3 級 | | |

<申し込みにあたっての注意事項>

※申し込み後に、交付対象ではなくなった場合は、検定料(本会場受験料)を二宮町にお支払い
いただきます。

※受験当日の欠席については、次の場合以外は交付対象になりません。

①自然災害等で公共交通機関の運休や遅延により受験できなかった場合。

②インフルエンザ等による学級・学年・学校閉鎖となった場合。

③申し込み後に、学校行事や公式大会等の日程が試験日と重なった場合。(学校の部活動とし
ての出場に限る。練習試合や地域の活動等に参加する場合は不可。)

※①～③以外の理由による欠席については、交付対象になりませんので、検定料を後日お支
払いいただきます。

年 月 日

二宮町長 様

申請者

（住所）中郡二宮町

二宮町立 中学校長



二宮町英語検定奨励金交付申請書

二宮町英語検定奨励金について、次のとおり交付くださるよう、二宮町英語検定奨励金交付要綱第5条第3項の規定により、奨励金交付対象受験志願者内訳書を添えて申請します。

記

1 対象となる英語検定 年度 第 回 3級

2 対象となる生徒数 本会場実施 人

3 奨励金交付申請額 金 円

第3号様式（第5条関係）

二宮町英語検定奨励金交付対象受験志願者内訳書

二宮町立 中学校

第 年度
回英語検定

| | 学年 | 組 | 番号 | 生徒氏名 | 生年月日 | 検定料(円) |
|-----|----|---|----|------|------|--------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |
| 16 | | | | | | |
| 17 | | | | | | |
| 18 | | | | | | |
| 19 | | | | | | |
| 20 | | | | | | |
| 21 | | | | | | |
| 22 | | | | | | |
| 23 | | | | | | |
| 24 | | | | | | |
| 25 | | | | | | |
| 26 | | | | | | |
| 27 | | | | | | |
| 28 | | | | | | |
| 29 | | | | | | |
| 30 | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

※ 在学中に既に奨励金の交付を受けた生徒が、再度申請していないかチェックした上で御提出ください。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

二宮町立 中学校
校長 様

二宮町長

二宮町英語検定奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました二宮町英語検定奨励金について、二宮町英語検定奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

二宮町長 様

（住所）中郡二宮町

二宮町立 中学校長



二宮町英語検定奨励金交付請求書

年 月 日付で交付決定がありました二宮町英語検定奨励金について、二宮町英語検定奨励金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり請求します。

なお、二宮町英語検定奨励金交付要綱第7条第2項の規定により、支払先は、公益財団法人日本英語検定協会となります。

記

請求金額 金 円

振込先

金融機関

当座預金

預金口座番号

口座名義人

年 月 日

二宮町長 様

（住所）中郡二宮町
二宮町立 中学校長



二宮町英語検定奨励金交付実績報告書

このことについて、二宮町英語検定奨励金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 年度 第 回 実用英語技能検定 受験状況

| | 奨励金交付対象 受験者数 | 検定料免除適用理由に よる欠席者数(交付対象) | 交付対象者 合計 | 検定料免除適用 理由以外の 欠席者(交付対象外) |
|-------|-----------------|----------------------------|-------------|--------------------------------|
| 本会場受験 | 人 | 人 | 人 | 人 |

2 検定料免除適用理由以外の欠席者(交付対象外)

| 学年 | 組 | 番号 | 生徒氏名 |
|----|---|----|------|
| | | | |

二宮町教育委員会の後援等に関する要綱の一部を改正する要綱

二宮町教育委員会の後援等に関する要綱の一部を次のように改正する。

第1条中「教育文化」を「教育文化事業等」に、「共催、後援を許可」を「後援、協力を承認」に、「許可基準」を「承認基準」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 この要綱において、「後援」とは、各種団体が行う事業について、教育委員会がその趣旨に賛同し、単に「後援」の名義を使用させることをいい、「協力」とは、各種団体が行う事業について、教育委員会がその趣旨に賛同し、物品の貸し出しなどを可能な範囲で援助することをいう。

第3条（見出しを含む。）及び第4条中「許可」を「承認」に改める。

第5条（見出しを含む。）各号列記以外の部分中「許可」を「承認」に、同条第2号中「10日」を「30日」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

| | |
|--|---|
| <p>後援名義使用等承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請人 団体名</p> <p style="text-align: center;">代表者</p> <p style="text-align: center;">電 話</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>この事業について、二宮町教育委員会の後援名義使用等の承認を受けたいので 関係資料を添え申請します。</p> | |
| 後援等の種別 | 後 援 ・ 協 力 |
| 事業の名称 | |
| 事業の目的 | |
| 事業の内容 | |
| 実施日又は期間 | 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ） |
| 実施場所 | |
| 対象者及び予定人数 | 人 |
| 参加料又は入場料 | 無 ・ 有（ 円） |
| 添付書類 | <p>① 当該事業計画及び予算（参加料等を徴収する場合のみ）</p> <p>② 団体の規約、役員名簿、前年度事業実績（報告）書及び、前年度決算書の写し（年度内に提出済みの場合は省略できる。）</p> |

第2号様式（第4条関係）

| | |
|-----------------------------------|--|
| 二教発第 号 | |
| 年 月 日 | |
| 後援名義使用等承認書 | |
| 様 | 二宮町教育委員会 教育長 |
| 年 月 日付けで申請のあった後援等については次のとおり承認します。 | |
| 後援等の種別 | 後援 ・ 協力 |
| 事業の名称 | |
| 事業の内容 | |
| 実施日又は期間 | 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ） |
| 実施場所 | |
| 参加料又は入場料 | 無 ・ 有 （ 円） |
| 許可条件 | <ul style="list-style-type: none"> ① 申請後に事業計画を変更する場合は、事業変更申請書（第4号様式）により、直ちに変更申請を行うこと。 ② 事業終了後、30日以内に事業終了報告書（第5様式）を提出すること。 ③ 事業等を実施することにより、参加者との間に問題が生じた場合は主催者が処理すること。 ④ 事業の開催にあたっては、危険防止等に十分な配慮をすること。 ⑤ 教育委員会に対する信頼を損なわないよう、十分配慮すること。 |
| 許可の取消し | 虚偽の申請により、許可を受けたことが判明した場合、又は教育委員会が取消しを必要と認めた場合は、その許可を取消すことがある。 |
| 免責 | いかなる場合においても、申請者が受ける損害に対し、教育委員会は一切その責めを負わない。 |

第3号様式（第4条関係）

二教第 号
年 月 日

様

二宮町教育委員会
教育長

後援名義使用等不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました後援名義使用等承認申請書につきましては、承認基準に適合しないため、承認できません。

第4号様式（第5条関係）

事業変更申請書

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 様

住 所
申請人 団 体
代表者 印
電 話

年 月 日付け二教第 号で承認のあった事業内容に変更が生じたの
で申請します。

(変更事項)

第5号様式（第5条関係）

| | |
|--|---------------------|
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">事業終了報告書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">〒</p> <p style="margin: 10px 0;">住所</p> <p style="margin: 10px 0;">申請人 団体名</p> <p style="margin: 10px 0;">代表者</p> <p style="margin: 10px 0;">電 話</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">印</p> <p style="margin: 20px 0;">二宮町教育委員会の後援等を受けて実施した事業が、次のとおり終了したので、報告します。</p> | |
| 後援等の種別 | 後援 ・ 協力 |
| 事業の名称 | |
| 実施日又は期間 | 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ） |
| 実施場所 | |
| 参加料又は入場料 | 無 ・ 有（ 円） |
| 参加人数 | 人 |
| 事業の効果 | |

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

二宮町教育委員会の後援等に関する要綱の新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、国及び地方公共団体を除く、<u>教育文化事業等を行う各種団体</u>（以下「主催者」という。）に対し、二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が<u>後援、協力を承認するにあたり、その承認基準及び手続き等</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この要綱において、「後援」とは、<u>各種団体が行う事業</u>について、<u>教育委員会がその趣旨に賛同し、単に「後援」の名義を使用させること</u>をい、「協力」とは、<u>各種団体が行う事業</u>について、<u>教育委員会がその趣旨に賛同し、物品の貸し出しなどを可能な範囲で援助すること</u>をいう。</p> <p>(承認申請)</p> <p>第3条 主催者が教育委員会の後援名義使用等の承認申請をする場合は、事業等を実施しようとする30日前までに、後援名義使用等承認申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(承認基準等)</p> <p>第4条 教育委員会は、後援名義使用等承認申請書を受理したときは、次に定める承認基準に基づき、その内容を審査し、その可否につき申請者に対し速やかに後援名義使用等承認書（第2号様式）又は後援名義使用等不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。</p> <p>(1) 主催者についての承認基準 ①～⑤ (略)</p> <p>(2) 事業内容についての承認基準 ①～④ (略)</p> <p>(3) その他の承認基準 (略)</p> <p>(承認条件)</p> <p>第5条 後援名義使用等承認には次の条件を付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業終了後、30日以内に事業終了報告書（第5号様式）を提出すること。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、国及び地方公共団体を除く、<u>教育文化を行う各種団体</u>（以下「主催者」という。）に対し、二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が<u>共催、後援を許可するにあたり、その許可基準及び手続き等</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この要綱において「共催」とは、<u>教育委員会と他の団体が共同して事業を行うこと</u>をい、「後援」とは、<u>各種団体が行う事業</u>について、<u>教育委員会がその趣旨に賛同し、単に「後援」の名義を使用させること</u>をいう。</p> <p>(許可申請)</p> <p>第3条 主催者が教育委員会の後援名義使用等の許可申請をする場合は、事業等を実施しようとする30日前までに、後援名義使用等許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(許可基準等)</p> <p>第4条 教育委員会は、後援名義使用等許可申請書を受理したときは、次に定める許可基準に基づき、その内容を審査し、その可否につき申請者に対し速やかに後援名義使用等許可書（第2号様式）又は後援名義使用等不許可通知書（第3号様式）により通知するものとする。</p> <p>(1) 主催者についての許可基準 ①～⑤ (略)</p> <p>(2) 事業内容についての許可基準 ①～④ (略)</p> <p>(3) その他の許可基準 (略)</p> <p>(許可条件)</p> <p>第5条 後援名義使用等許可には次の条件を付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業終了後、10日以内に事業終了報告書（第5号様式）を提出すること。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(許可の取消し) 第6条 虚偽の申請により許可を受けたことが判明した場合又は教育委員会が取消しを必要と認めた場合は、その許可を取消することができる。</p> | <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(承認の取消し) 第6条 虚偽の申請により承認を受けたことが判明した場合又は教育委員会が取消しを必要と認めた場合は、その承認を取消することができる。</p> |

改正後

(第1号様式)

| | |
|---|--|
| 後援名義使用等承認申請書 平成 年 月 日 | |
| 二宮町教育委員会教育長 様 〒 住 所 申請人 団体名 代表者 電 話 印 | この事業について、二宮町教育委員会の後援名義使用等の承認を受けたいので 関係資料を添え申請します。 |
| 後援等の種別 | 後 援 ・ 協 力 |
| 事業の名称 | |
| 事業の目的 | |
| 事業の内容 | |
| 実施日又は期間 | 年 月 日 () から 年 月 日 () |
| 実施場所 | |
| 対象者及び予定人数 | 人 |
| 参加料又は入場料 | 無 ・ 有 (円) |
| 添付書類 | ① 当該事業計画及び予算 (参加料等を徴収する場合のみ) ② 団体の規約、役員名簿、前年度事業実績 (報告) 書及び、 前年度決算書の写し (年度内に提出済みの場合は省略でき る。) |

改正前

(第1号様式)

| | |
|---|--|
| 後援名義使用等許可申請書 平成 年 月 日 | |
| 二宮町教育委員会教育長 様 〒 住 所 申請人 団体名 代表者 電 話 印 | この事業について、二宮町教育委員会の後援名義使用等の許可を受けたいので 関係資料を添え申請します。 |
| 後援等の種別 | 共 催 ・ 後 援 |
| 事業の名称 | |
| 事業の目的 | |
| 事業の内容 | |
| 実施日又は期間 | 平成 年 月 日 () から 平成 年 月 日 () |
| 実施場所 | |
| 対象者及び予定人数 | 人 |
| 参加料又は入場料 | 無 ・ 有 (円) |
| 添付書類 | ① 当該事業計画及び予算 (参加料等を徴収する場合のみ) ② 団体の規約、役員名簿、前年度事業実績 (報告) 書及び、 前年度決算書の写し (年度内に提出済みの場合は省略でき る。) |

改正後

(第2号様式)

| | | |
|--|---|--------------------|
| 後援名義使用等承認書 様 二宮町教育委員会 教育長 年 月 日付で申請のあった後援等については次のとおり承認します。 | | 二教発第 年 月 日 号 |
| 後援等の種別 | 後援・協力 | |
| 事業の名称 | | |
| 事業の内容 | | |
| 実施日又は期間 | 年 月 日 () から 年 月 日 () | |
| 実施場所 | | |
| 参加料又は入場料 | 無 ・ 有 (円) | |
| 許可条件 | ① 申請後に事業計画を変更する場合は、事業変更申請書(第4号様式)により、直ちに變更申請を行うこと。 ② 事業終了後、30日以内に事業終了報告書(第5号様式)を提出すること。 ③ 事業等を実施することにより、参加者との間に問題が生じた場合は主催者が処理すること。 ④ 事業の開催にあたっては、危険防止等に十分な配慮をすること。 ⑤ 教育委員会に対する信頼を損なわないよう、十分配慮すること。 | |
| 許可の取消し | 虚偽の申請により、許可を受けたことが判明した場合、又は教育委員会が取消しを必要と認めた場合は、その許可を取消しがある。 | |
| 免責 | いかなる場合においても、申請者が受ける損害に対し、教育委員会は一切その責めを負わない。 | |

改正前

(第2号様式)

| | | |
|---|---|-----------------------|
| 後援名義使用等許可書 様 二宮町教育委員会 教育長 平成 年 月 日付で申請のあった後援等については次のとおり許可します。 | | 二教発第 平成 年 月 日 号 |
| 後援等の種別 | 共催・後援 | |
| 事業の名称 | | |
| 事業の内容 | | |
| 実施日又は期間 | 平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () | |
| 実施場所 | | |
| 参加料又は入場料 | 無 ・ 有 (円) | |
| 許可条件 | ① 申請後に事業計画を変更する場合は、事業変更申請書(第4号様式)により、直ちに變更申請を行うこと。 ② 事業終了後、10日以内に事業終了報告書(第5号様式)を提出すること。 ③ 事業等を実施することにより、参加者との間に問題が生じた場合は主催者が処理すること。 ④ 事業の開催にあたっては、危険防止等に十分な配慮をすること。 ⑤ 教育委員会に対する信頼を損なわないよう、十分配慮すること。 | |
| 許可の取消し | 虚偽の申請により、許可を受けたことが判明した場合、又は教育委員会が取消しを必要と認めた場合は、その許可を取消しがある。 | |
| 免責 | いかなる場合においても、申請者が受ける損害に対し、教育委員会は一切その責めを負わない。 | |

改正後

(第3号様式)

| | |
|---|-----|
| 号 | 日 |
| 二教第 | 年 月 |
| 様 | |
| 二宮町教育委員会 教育長 | |
| 後援名義使用等不承認通知書 | |
| 年 月 日付けで申請のありました後援名義使用等承認申請書につきましては、 承認基準に適合しないため、承認できません。 | |

改正前

(第3号様式)

| | |
|---|-----|
| 号 | 日 |
| 二教第 | 年 月 |
| 様 | |
| 二宮町教育委員会 教育長 | |
| 後援名義使用等不許可通知書 | |
| の後援名義の使用について(回答) | |
| このことについては、検討の結果、後援許可基準に該当しないので許可 いたしません。 | |

改正後

(第4号様式)

事業変更申請書

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 様

住 所
申請人 団体名
代表者 電 話

印

平成 年 月 日 付 二 教 第 号 で 承認 の あ っ た 事 業 内 容 に 変 更
が 生 じ た の で 申 請 し ま す。

(変更事項)

改正前

(第4号様式)

事業変更申請書

平成 年 月 日

二宮町教育委員会教育長 様

住 所
申請人 団体名
代表者 電 話

印

平成 年 月 日 付 二 教 第 号 で 許可 の あ っ た 事 業 内 容 に 変 更
が 生 じ た の で 申 請 し ま す。

(変更事項)

改正後

(第5号様式)

| | |
|--|------------------------|
| <p>事業終了報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> | |
| <p>二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p>住所 団体名 申請人 代表者 電話</p> <p style="text-align: right;">印</p> | |
| <p>二宮町教育委員会の後援等を受けて実施した事業が、次のとおり終了したので、報告します。</p> | |
| 後援等の種別 | 後援・協力 |
| 事業の名称 | |
| 実施日又は期間 | 年 月 日 () から 年 月 日 () |
| 実施場所 | |
| 参加料又は入場料 | 無・有 (円) |
| 参加人数 | 人 |
| 事業の効果 | |

改正前

(第5号様式)

| | |
|--|------------------------------|
| <p>事業終了報告書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> | |
| <p>二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p>住所 団体名 申請人 代表者 電話</p> <p style="text-align: right;">印</p> | |
| <p>二宮町教育委員会の後援等を受けて実施した事業が、次のとおり終了したので、報告します。</p> | |
| 後援等の種別 | 共催・後援 |
| 事業の名称 | |
| 実施日又は期間 | 平成 年 月 日 () から 平成 年 月 日 () |
| 実施場所 | |
| 参加料又は入場料 | 無・有 (円) |
| 参加人数 | 人 |
| 事業の効果 | |

二宮町教科用図書採択検討委員会設置要綱を廃止する要綱

二宮町教科用図書採択検討委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

二宮町教育支援委員会設置要綱を廃止する要綱

二宮町教育支援委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成31年4月19日(金)
教育委員会議資料

二宮町小中一貫教育校設置計画 (素案)

二宮町教育委員会

令和元年5月

1. 計画の趣旨
2. 小中一貫教育を導入する背景
3. 二宮町の小中学校の状況
 - (1) 教育の内容
 - (2) 児童生徒の状況
 - (3) 学校施設の状況
4. 二宮町の小中学校における課題
5. なぜ二宮町の小中学校に小中一貫教育を導入するのか
 - (1) 小中一貫教育とは
 - (2) 小中一貫教育を行う学校とは
 - (3) これからの教育を見据えて
6. 小中一貫教育における二宮町のこれまでの取組み
 - (1) 小中学校の取組み
 - (2) 二宮町小中一貫教育校導入検討会、二宮町小中一貫教育校推進研究会の取組み
7. 二宮町の考える小中一貫教育
 - (1) 目指す子ども像
 - (2) 小中一貫教育の内容

(3) 学校のかたち

(4) 地域とのかかわり

(5) 具体的な方向性

8. 小中一貫教育校を実現するために

(1) 人事的な事項

(2) 教員免許について

(3) 学校配置

(4) 施設整備

9. 学校の配置について

(1) 学校の組合せ

(2) 通学区域

(3) 通学のための対応

(4) 学区について

10. 財政計画

(1) 学校整備について

(2) 教育内容で必要になる費用

(3) 財源について

11. スケジュール

1. 計画の趣旨

昨今の社会の状況において、情報のグローバル化がますます進展し、少子高齢化や核家族化の急速な進行などによる地域コミュニティの弱体化や家庭における教育力の低下など、子どもをとりまく環境が様々に変化しています。国においては、これらの状況に対応するためには教育制度の改革が必要であるとして、学校教育法を改正し、小中一貫教育を行う「義務教育学校」を新たに位置付けるなどの改革が進められており、義務教育が大きな転換期を迎えています。

神奈川県においても「小中一貫教育校の在り方検討会議」を設置し、「神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方 最終報告」をまとめるなどして、小中一貫教育の有効性や必要性を示しています。

子どもを取り巻く社会環境などの様々な変化は二宮町でも同様であり、次代を担う子どもたちの健やかな成長にとって望ましい教育環境を整えること等、多くの課題を抱えています。

このような状況を背景に、二宮町教育委員会においても、子どもたちにより良い環境においてより質の高い学校教育を提供するため、小中学校という義務教育のあり方について、根本から考えていかなければならない時期にきていると認識しています。また、小中一貫教育などの特色ある学校教育を進めることで、若い世代の人口減少に歯止めがかかり、将来の二宮町を支える人づくりにもつながるものと考えています。

そこで、二宮町教育委員会では、これからの小中学校の教育のあり方を考える基本として、約10年前から国で進められ、ここ数年の県でも積極的に取り組みが進められている「小中一貫教育」ひいては「小中一貫教育校」の導入について計画した、「二宮町小中一貫教育校設置計画」を示すこととしました。

2. 小中一貫教育を導入する背景

小中一貫教育が求められている背景として、小学校から中学校へ進学する際の接続が円滑になっていないことが挙げられます。進学による環境の変化や不安など様々な要因から、不登校などの生徒指導上、困難な状況に発展するいわゆる「中1ギャップ」があります。また、この数十年で児童生徒の心身の発達が早まっていること、小学校へ英語教育が導入されるなど学習内容の高度化が進んでいることなどもあります。

二宮町においては、全国的に言われているほど、「中1ギャップ」の状況は顕著ではありませんが、中学校に進学してからも継続して支援が必要と思われる児童や、中学校に進学してから不登校になる生徒もあり、様々な事情を抱えた児童生徒やその家庭が様々な事情を抱え多様化するなど、これらの状況を受け入れる新たな体制づくりも必要となっています。

このような課題に対処するため、9年間を見据え、小学校と中学校が一体となり学習面や生活面での指導や支援にあたることが求められてきました。それでも、心身の成長に著しい差異のある小学校においては、1年生から6年生までの児童を同一の指導観や指導方法で教育することは困難な状況となり、子どもの発達段階にあった指導・支援を行うにあたり、今までの小学校6年間、中学校3年間の枠組みでは対応しきれていない側面もありました。

また、グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、一部の企業や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、外国語能力の向上が求められます。現在学校で学ぶ児童生徒が卒業し活躍する社会や世界の舞台では、多文化・多言語の中で国際的な協調と競争の環境の中にあることが予想されます。そうした中で一人ひとりが様々な社会的・職業的な場面において外国語を用いて互いの考えを理解することが一層重要になることが想定されます。

二宮町では、特色ある学校教育として英語教育に力を入れており、小学校1年生から、ALT（外国語指導助手）による生きた英語教育を行っています。さらに小学校の英語の教科化も見据え、小学校と中学校が連携し、小学校に中学校英語科の免許を持った教員を配置し、9年間切れ目のない英語教育を行うなど、英語教育の推進を目指しています。

3. 二宮町の小中学校の状況

(1) 教育の内容

二宮町教育委員会では、「二宮町教育委員会の教育方針」及び「二宮町立学校教育目標」を掲げ、これを実現するため、毎年、「二宮町教育委員会基本方針」を定め、学校における教育活動を推進しています。

また、国における教育委員会制度の改正により、平成 27 年度より地方公共団体において「教育大綱」を策定することが法律で義務づけられ、二宮町においても平成 27 年 11 月に「二宮町教育大綱」を策定し、平成 31 年に見直しました。これは、先に述べた基本方針等の上位に位置づくもので、二宮町の教育を推進するための指針となるものです。

二宮町の学校教育の推進においては、この大綱における大きな目標の実現に向け、社会に開かれた教育課程の編成に努め、人間尊重の精神を基本とした「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を育む教育を進めています。各学校では、家庭や地域と連携し、自ら学び自己実現を目指す児童・生徒の育成に努めています。

これらを踏まえ、英語教育の推進や支援を必要とする児童生徒への教育の推進、地域の方々の教育力を活用した授業の実施、小中学校が連携した校内研究活動による児童生徒のコミュニケーション能力の向上など、特色ある学校教育を進めるための取組みを行っています。

さらに、平成 30 年度より、二宮町立一色小学校が他の町立学校に先駆け、学校運営協議会制度を導入し、「コミュニティ・スクール」になりました。「コミュニティ・スクール」は、学校運営や学校の課題に対して、任命された保護者や地域の方々が一定の権限をもって参加する仕組みであり、学校と地域とが協力し、地域の子どもをはぐくむことを目指しています。

また、平成 31 年度より町立学校すべてに制度を導入しました。このように、地域とともにある学校づくりの推進を図っています。

(2) 児童生徒の状況

ここ数年の町の人口減少とともに、小中学校における児童生徒数も減少傾向にあり、それに伴い学級数も減少しています。平成28年5月1日時点での児童生徒数の状況を見ると、小学校では一色小学校のみが昨年度と比較して減少しており、減少率は8.3%とここ数年と比較しても高いものとなっています。このことから学級数においても1年生、2年生、4年生が単級となっています。

一方で、二宮小学校においては、学区内における新たな住宅地の開発などにより転入される世帯が増えている状況もあり、昨年度に比べ児童数は増加しており、今後も横ばいの状況が予想されます。

また、平成29年度の新入学児童生徒数は、二宮小学校と二宮中学校を除き平成28年度に比べわずかながら増加が見込まれるものの、一色小学校においては36人に満たず単級になることが見込まれます。

山西中学校については、各学年2クラスずつの規模がしばらくの間維持されますが、平成47(2035)年頃から、単級化が予想されます。

中学校については、1学年2学級以上が望ましいことに加え、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいとされる中で、二宮中学校では平成47(2035)年頃、二宮西中学校では平成42(2030)年頃にその規模を下回る推計があります。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の「将来人口推計(平成25年3月現在)」が推計した将来の子どもの数についても、大幅な減少が予想されます。

○ 平成31年5月1日現在の小中学校における児童生徒数及び学級数

| | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 特別 | 計 |
|------|-------|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 二宮小 | 児童数 | | | | | | | | |
| | 学級数 | | | | | | | | |
| 一色小 | 児童数 | | | | | | | | |
| | 学級数 | | | | | | | | |
| 山西小 | 児童数 | | | | | | | | |
| | 学級数 | | | | | | | | |
| 小学校計 | 児童数 | | | | | | | | |
| | 学級数 | | | | | | | | |
| 二宮中 | 生徒数 | | | | | | | | |
| | 学級数 | | | | | | | | |
| 二宮西中 | 生徒数 | | | | | | | | |
| | 学級数 | | | | | | | | |
| 中学校計 | 生徒数 | | | | | | | | |
| | 学級数 | | | | | | | | |
| 合計 | 児童生徒数 | | | | | | | | |
| | 学級数 | | | | | | | | |

○児童生徒数の推移（各年5月1日現在）

（人、％）

| | 平成 27 年 | | 平成 28 年 | | 平成 29 年 | | 平成 30 年 | | 平成 31 年 | |
|------|---------|------|---------|------|---------|-----|---------|-----|---------|-----|
| | 児童数 | 前年比 | 児童数 | 前年比 | 児童数 | 前年比 | 児童数 | 前年比 | 児童数 | 前年比 |
| 二宮小 | 607 | △0.7 | 622 | 2.5 | | | | | | |
| 一色小 | 276 | △4.8 | 252 | △8.3 | | | | | | |
| 山西小 | 404 | △2.9 | 407 | 0.5 | | | | | | |
| 小学校計 | 1,287 | △2.3 | 1,218 | △0.5 | | | | | | |
| 二宮中 | 409 | △3.5 | 398 | △2.7 | | | | | | |
| 二宮西中 | 294 | △3.6 | 275 | △6.5 | | | | | | |
| 中学校計 | 703 | △3.6 | 673 | △4.3 | | | | | | |
| 合計 | 1,990 | △2.7 | 1,954 | △1.8 | | | | | | |

また、町内小中学校5校における児童生徒の「暴力行為」、「いじめ」、「不登校」という解決しなければならない課題の発生状況については次のとおりです。

○小学校の状況

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 暴力行為（発生件数） | 17 | 1 | |
| いじめ（認知件数） | 51 | 19 | |
| 不登校(30日以上欠席者数) | 10 | 9 | |

○中学校の状況

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 暴力行為（発生件数） | 17 | 32 | |
| いじめ（認知件数） | 24 | 14 | |
| 不登校(30日以上欠席者数) | 25 | 22 | |

(3) 学校施設の状況

町内小中学校5校の校舎等の状況は、次のとおりです。昭和40年代以前に建設された施設が半数以上あり、二宮町公共施設再配置に関する基本方針で示されている耐用年数60年が数年先に迫っている校舎もあります。また、小中学校すべての校舎、体育館において耐震工事は完了しているものの、耐震工事からすでに22年が経過している校舎もあります。

また、維持管理においても予想できない突発的な補修工事が発生するなど、その対応は年々増加しています。安全安心な学校施設を維持するために、今後の施設のあり方を整理することが急務な状況となっています。

○校舎、体育館の状況

| 学校名 | 棟名 | 竣工年（西暦） | 設定耐用年（西暦） | 耐震工事年 |
|------|-----|-------------|-------------|-------------|
| 二宮小 | 西棟 | 昭和46年（1971） | 平成43年（2031） | 平成17年（2005） |
| | 中央棟 | 昭和47年（1972） | 平成44年（2032） | 平成15年（2003） |
| | 東棟 | 昭和48年（1973） | 平成45年（2033） | |
| | 体育館 | 昭和50年（1975） | 平成47年（2035） | |
| 一色小 | 北棟 | 昭和41年（1966） | 平成38年（2026） | 平成13年（2001） |
| | 南棟 | 昭和45年（1970） | 平成42年（2030） | 平成14年（2002） |
| | 体育館 | 昭和48年（1973） | 平成45年（2033） | 必要なし |
| 山西小 | 北棟 | 昭和52年（1977） | 平成49年（2037） | 平成9年（1997） |
| | 南棟 | 昭和52年（1977） | 平成49年（2037） | 平成10年（1998） |
| | 体育館 | 昭和53年（1978） | 平成50年（2038） | |
| 二宮中 | 西棟 | 昭和44年（1969） | 平成41年（2029） | 平成12年（2000） |
| | 東棟 | 昭和35年（1960） | 平成32年（2020） | 平成11年（1999） |
| | 特別棟 | 昭和60年（1985） | 平成57年（2045） | 必要なし |
| | 体育館 | 昭和43年（1968） | 平成40年（2028） | 平成11年（1999） |
| 二宮西中 | 西棟 | 昭和55年（1980） | 平成52年（2040） | 平成18年（2006） |
| | 東棟 | 昭和56年（1981） | 平成53年（2041） | |
| | 体育館 | 昭和55年（1980） | 平成52年（2040） | |

4. 二宮町の小中学校における課題

(1) 様々な課題を抱える児童生徒への対応

社会環境の変化から多様化する家庭を背景に様々な状況におかれている児童生徒、課題を抱える中で不登校などの困難な状況に直面している児童生徒に対し、支え、指導する一貫した支援の必要性が高まっています。

(2) 高度化する学習内容への対応と特色ある学校教育の推進

小学校における英語の教科化や全国学力・学習状況調査などにより、一般の方々からの児童生徒の学力に対する意識が高まっている中、二宮町の小中学校の学力の水準を維持するとともに、さらに高めていくことが求められます。一方で、学力のみを伸ばすことを目的とするのではなく、将来を見据え、児童生徒の生きるために必要な力を育むことを目的に、二宮らしい特色のある学校教育を行っていくことが重要となります。

(3) 児童生徒数の維持と適正な学校規模の確保

減少が見込まれる児童生徒数の状況を踏まえ、児童生徒数を維持し、児童生徒にとってよりよい学習環境として適正な学校規模を確保することが必要です。

(4) 老朽化が進む学校施設への対応

半数以上の施設が建設から40年以上が経過する現状において、将来における二宮町の教育を考える中で、より安全な施設において児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、計画的に整備を行わなければならない状況にあります。

(5) 学校現場における業務の適正化

学校の単級化等により学校に配置される教員数も減少し、学校行事や複数の教員を必要とする一部の授業では、不都合が起こっている状況があります。また、不登校やいじめなどの課題やそれに伴う保護者や家庭への対応など、学校をとりまく状況が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の長時間勤務が課題となっています。日常的に教職員が児童生徒に向き合う時間を確保するための教職員多忙化への対策が必要となっています。

5. なぜ二宮町の小中学校に小中一貫教育を導入するのか

(1) 小中一貫教育とは

幼児期における教育は、その後の学習や人間関係においても大きな影響を与えます。同様に、小学校における教育は、中学校以降の生活や学習の基盤につながることから、小・中学校で目指すべき子ども像を共有し、より長期的な視点で子どもたちをはぐくむことが重要です。

小中一貫教育とは、小学校及び中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育をいいます。

(2) 小中一貫教育を行う学校とは

学校教育法に規定する小中学校については、大きく「小学校」「中学校」「義務教育学校」に大別され、地域の実情や児童生徒の実態など、様々な要素を総合的に勘案して設置者が主体的に判断できるようになっています。

また、「義務教育学校」に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して行うことのできる「小中一貫型小・中学校」も制度化されました。この制度を活用し、義務教育全体の質を向上させていく必要があります。

小中一貫校については、「施設一体型」「施設分離型」等、様々な施設形態があります。文部科学省が実施した「小中一貫教育等に関する実態調査」によると、「施設一体型」が最も大きく成果が表れるとされています。

- ・「施設一体型」…小中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている。
- ・「施設分離型」…小中学校の校舎が異なる地域に別々に設置されている。

(3) これからの教育を見据えて

今、社会の流行や価値観は変わりやすく、その先を読み、予測することはとても難しく、あふれる情報の中から必要な情報を見極めることは、極めて難しい状況にあります。

このような中、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断力や、他者と切磋琢磨しつつ、異なる文化や歴史に立脚する人々との協働など、変化に対応する能力が求められています。

こうした傾向が今後ますます強くなっていく中であって、子どもたちには、困難とされる事象を主体的に乗り越えていくための「生きる力」が重要になります。自分自身と真摯に向き合い、他者と協働し、自分の進むべき道を模索しながら未来を切り開いていく力が求められます。

このような「生きる力」をはぐくむために、コミュニティ・スクール（地域とともにある学校）を土台とした小中一貫教育を考えます。学校と家庭と地域が手をつないで子どもたちを育てていくとともに、小中学校の教職員が義務教育9年間を見通して共通のねらい・学力観に立って密接につながることで、一人ひとりの個性に応じた系統的なつながりを持った質の高い教育の実践を目指します。

6. 小中一貫教育における二宮町のこれまでの取り組み

(1) 小中学校の取り組み

小中一貫の教育目標を実現するためには、義務教育9年間を一貫した系統的なカリキュラムを編成することが必要です。そして、小中一貫教育を実効性のあるものとして実施していくためには、編成したカリキュラムが日々行われる授業で意識されていることが大切です。

また、それぞれの校種の教員が行っている、児童・生徒の発達の段階を踏まえた指導において配慮していることや、児童・生徒は何ができるようになっていくのか、どのような目標をもって指導しているのか、などということを見える関係の中で理解していくことが大切です。

二宮町立学校では、このような考えのもと、平成29(2018)年度、30(2019)年度の2年間で小中一貫の教育を実現するための研究を進めました。

① 小・中学校における教員の相互乗り入れ指導

二宮町では、小中一貫教育を導入するにあたり、平成29年度、30年度の2年間、中学校英語科教員の一人が「小中一貫教育英語科指導研究員」とし、小学校で様々な活動をしました。また、平成29年度は小学校から中学校への乗り入れ指導を試行しました。

(あ) 小中一貫教育英語科指導研究員の活動

- ・ 小学校教員を対象に外国語活動に関わる研修会を開催する。
- ・ 町内の3小学校においての授業を学級担任やALTが参観する。
- ・ 学級担任が中心となって行う授業を小中一貫教育英語科指導研究員がサポートする。
- ・ 学級担任のみで行う授業の授業づくりから打合せ、授業内でのサポート、振り返り等を行う。
- ・ 各学年のさまざまな授業や朝の会等の参観。
- ・ 行事等への積極的な参加。

(い) 小中一貫教育英語科指導研究員の活動による効果

- ・ 学級担任の授業に対する不安軽減や授業力の向上。

平成 30(2018)年6月に行ったアンケートで、「3・4年生に何をどのように指導したらよいかわからず不安だ」という項目に対して5段階で聞いたところ、全学級担任の76.8%が「そう思う」又は「まあそう思う」と回答していましたが、平成 31(2019)年2月に同様のアンケートを行ったところ、43.6%に減少しました。同様に、「5・6年生で教科になった時に、何をどのように指導したらよいかわからず不安だ」という項目に対しては、6月には69.2%の学級担任が「そう思う」又は「まあそう思う」と回答していましたが、2月には58.9%に減少していました。この傾向は、5・6年生の学級担任では、さらに顕著な結果(61.6%→38.5%)となり、授業を行う際の自信につなげることができたと考えられます。

(う) 小学校教員の乗り入れ指導

- ・ 教員免許の課題や小・中学校の日課に時間帯のズレもあり、効率的に乗り入れ指導を進めることが困難でしたが、小学校教員が中学校に乗り入れることを通して、中学校の指導法等について理解し、小学校での指導に生かすことのできる良い機会になりました。

② 9年間を見通した小中一貫カリキュラムの作成を通じた小・中学校教員の相互理解

町内の小・中学校全教員が、10教科等に分けたワーキンググループのいずれかに所属し、教育課程の編成について専門的な研究・協議を行い、9年間を見通した小中一貫カリキュラムの作成に取り組んでいます。異校種の先生方同士で学習指導要領を研究するだけでなく、授業公開や授業参観を行いま

した。

この過程で、新学習指導要領の縦のつながりを理解し、9年間を見通した指導を意識するように取り組みました。

(あ) ワーキンググループの活動の成果

- ・小学校と中学校の教員が顔を合わせる機会が増加した。
- ・小学校・中学校それぞれの具体的な学習内容や児童・生徒のつまずきについて情報共有。
- ・小学校の教員が送り出した子どもの成長に気が付くことができた。
- ・中学校の教員が小学生の力に気が付くことができた。

これまでになかった小・中学校教員の交流があり相互理解の良い機会となりました。また、これまで意識されていなかった縦のつながりについて理解を深めることができました。授業公開・授業参観は、教員が異校種の発達段階や授業内容、指導方法等を知る良いきっかけになりました。また、学習指導要領により、それぞれの校種で身に付けた力を把握した教師たちが、児童・生徒の姿を通して実感を持って学びのつながりを意識することは、日々の教育実践に役立つことになると考えられます。そのためにも、小中学校の教員が相互に、児童・生徒の実態、目指す子ども像、育てたい力等について協議を行い、各校種での現状と課題等を把握し、9年間を見通したカリキュラムを作成するための、丁寧な情報共有をすることは大切だといえます。

(2) 二宮町小中一貫教育校導入検討会、二宮町小中一貫教育校推進研究会の取組み

二宮町教育委員会では、義務教育期間9年間を見通した小中一貫教育への取り組みと、将来に向けた小中一貫教育校導入の検討のため、平成29(2017)年度には二宮町絵立学校の校長先生をメンバーとした「二宮町小中一貫教育校導入検討会(以下「検討会」という。)」を設置し、二宮町立学校の適正規模化並びに適正配置についての条件を整理しました。また、平成30(2018)年度には、地域代表の方々、保護者代表の方々、小中学校代表の校長先生方、有識者をメンバーとして「二宮町小中一貫教育校推進研究会(以下「研究会」という。)」を設置し、整理された条件を基に、児童生徒の学習環境を改善する観点から、「小中一貫教育を行うために適した学校配置に関すること」、「学校規模の適正化及び学区の再編に関すること」について、実現するための具体的な内容について、

研究を進めました。

① 研究会が必要なこととしてまとめたこと

- ・児童生徒が、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付させるためには、一定の規模の児童生徒集団を確保すること。
- ・経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団を配置することも求められており、これらのためには、一定の学校規模を確保すること。
- ・新しい学習指導要領が、小学校では平成32（2020）年度から、中学校では平成33（2021）年度から、それぞれ完全実施されることを踏まえ、二宮町が進める義務教育期間9年間を見通した小中一貫教育の取り組みをさらに推進すること。

研究会では以上の3点を必要なこととしてまとめ、更に目標として、「既存の学校施設を活用することを前提として、児童・生徒数の推移を勘案し施設一体型小中一貫教育校（2校）を設置することが可能になる平成42（2030）年頃を目途に、9年間を見通したカリキュラムによる小中一貫教育を進めるための、施設一体型小中一貫教育校の設置を目指す」ことを設定しています。

7. 二宮町の考える小中一貫教育

(1) 目指す子ども像

- ・良く考えて適切に判断する子ども
- ・新しいアイデアを創出する子ども
- ・他者と力を合わせ良いものを作り出す子ども
- ・地域を愛し、地域に貢献できる子ども

(2) 小中一貫教育の内容

① 小・中学校の教員が相互乗り入れ指導をすること

相互乗り入れ指導は、小・中の教員が児童・生徒の実態について実感を伴って理解することが可能になり、日々の授業の中で行われる指導や児童・生徒指導に変化をもたらします。小学校においては、行っている学習が中学校でどのように発展していくのかを見通した指導となり、中学校においては、小学校での学びを踏まえて積み重ねていく指導となります。

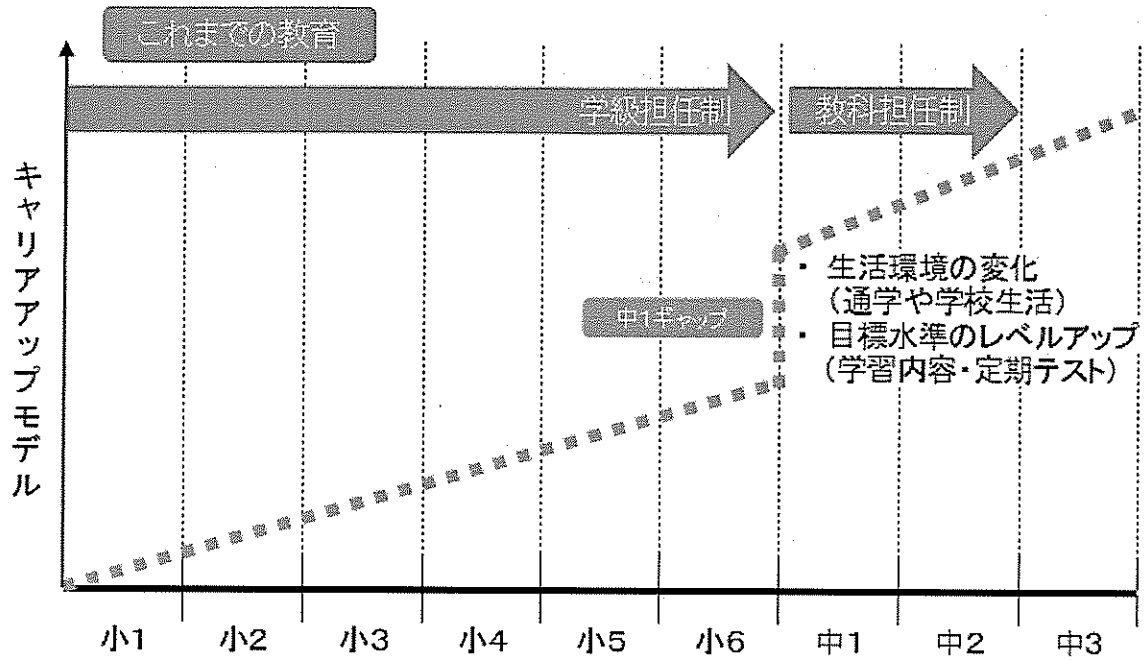
② 校種相互の授業公開・参観を行うこと

異校種の授業参観は教員にとって、特に児童・生徒の様子等を通して学ぶところが大きく、資料や話し合いだけからは得られない、実際の状況を直に感じる取ることができ、実態に即した相互理解をさらに深めることができます。さらに、異校種の授業の様子等を知ること、自校の授業を振り返り、小中のつながりを意識した授業づくりを考えていくためのよい機会となり得ます。

③ 児童・生徒間の交流

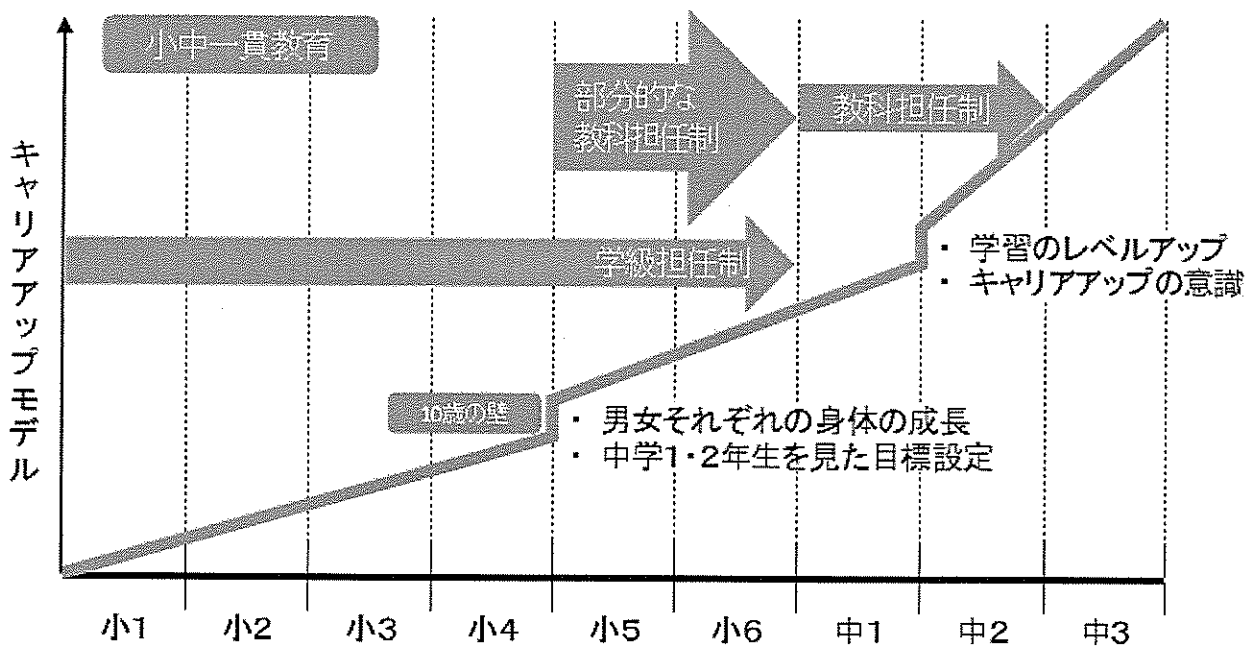
学校行事や部活動などを通して、児童生徒が交流を持つことで、小学生には中学生という明確な目標を作ることが期待され、中学生には自己有用感や思いやりの心を強めることが期待されます。

また、幅広い年齢層との関わりにより、多様な人格と触れ合うこともできます。



【これまでの教育】

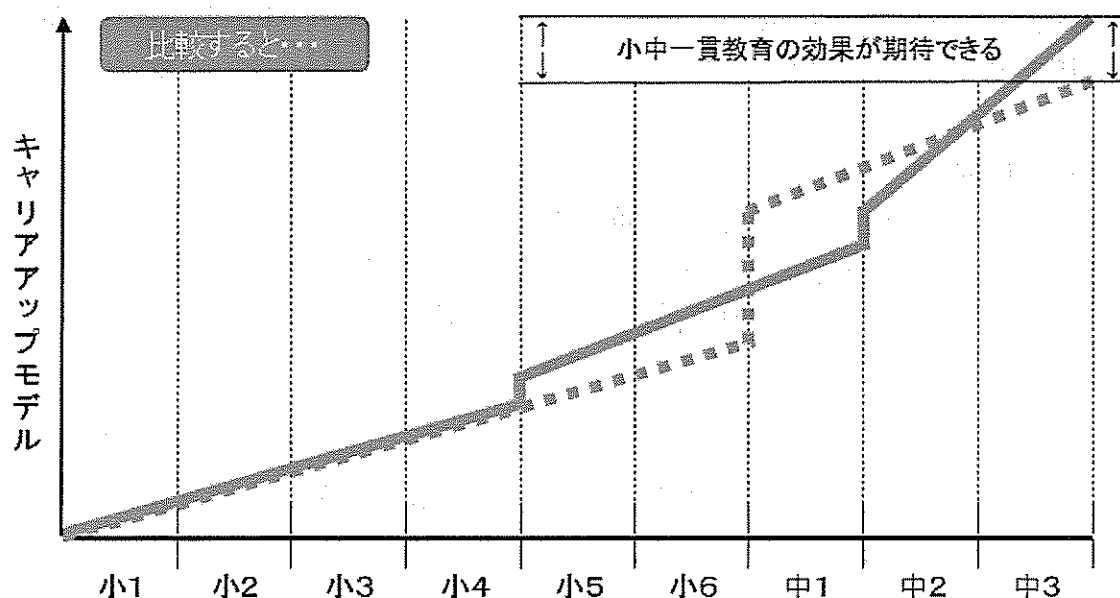
小中学校間の連携はあったものの、中学校進学時の環境の変化や不安などが大きく、「中1ギャップ」の段差を感じる生徒たちもいました。



【小中一貫教育】

9年間を見据え、小学校と中学校が一体となり学習面や生活面での指導や支援にあたり、心身の成長に著しい差異のある小学校においては、5年生から教

科担任制を部分的に取り入れるなど、子どもの発達段階にあった指導・支援を行う工夫を取り入れることもできます。これにより、従来まで感じていた「中1ギャップ」も緩和され、中学校進学がより成長を促すきっかけにもなり得ます。



【比較すると】

2つのグラフを重ねることで、小中一貫教育の効果が期待できることが分かります。

(3) 学校のかたち

分離型小中一貫校で小中学校の教員が相互に乗り入れ指導をすることを想定すると、学校間の移動に時間がかかることや、小・中学校の日課に時間帯のズレがあること等の課題があります。これらの課題を解決するには、教員を増やすことや、教職員の仕事内容を精選するなどの改善が必要になります。

一方で、一体型小中一貫校であれば、授業の準備を小・中学校の教員が協力して行うこと、教員を講師にしての研修会、相互の授業参観や振り返りなどを日常的に行うことが可能になり、小中一貫教育の利点を生かすことができます。

二宮町は将来的には施設一体型の小中一貫教育校で、効率的な小中一貫

教育を目指します。

(4) 地域とのかかわり

小中一貫教育校を導入するにあたり、小中学校の再配置は避けては通れないものとなり、通学区域の見直しが大きな課題となります。児童生徒の移動手段も含め、地域とのつながりが大きい現在の小学校区において、地域の方々の意見を伺いながら、慎重に進めていく必要があります。

(5) 具体的な方向性

学校は各地域において、広域避難所に指定されるなど防災を始めとしたコミュニティの核としても機能していますが、今後も町の人口が減少すると想定される中で、老朽化の進む5つの学校を維持し続けることは、将来の世代に大きな負担を残すことになると考えます。

これらのことを受け、二宮町教育委員会では、学校施設数を段階的に減じていきつつ、既存の学校施設を活用することを前提として、施設一体型小中一貫教育校の設置を目指すこととしました。

なお、学校施設数を減じる際は、地域と学校との関係を考慮することが望ましく、中学校区は地域の単位として大きすぎると考え、小学校区をベースにした配慮を心がけることとし、学校施設を2つにすることのできる人口規模になる平成41(2029)年度までは、現在の小学校区に最低1つの学校を置くこととしました。

| 現行(5校) | 平成35(2023)年4月 (4施設5校) | 平成42(2030)年4月 (2施設4校) |
|--------|--------------------------|--------------------------|
| 一色小学校 | 一色・二宮西小中学校 | 一色・山西・二宮西小中学校 |
| 二宮西中学校 | | |
| 山西小学校 | 山西小学校 | |
| 二宮小学校 | 二宮小学校 | 二宮小中学校 |
| 二宮中学校 | 二宮中学校 | |

本計画の期間は平成32(2020)年度から平成42(2030)年度とします。なお、今後の児童・生徒数の推移により、計画期間中においても、計画の見直しが必要とされる場合においては、速やかに計画内容の変更を行うこととします。

| 人数 | 二宮小 | 二宮中 | 山西小 | 一色小 | 二宮西中 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平成 34 (2022) 年 | 611 人 | 360 人 | 365 人 | 178 人 | 295 人 |
| 平成 37 (2025) 年 | 455 人 | 289 人 | 314 人 | 235 人 | 274 人 |
| 平成 42 (2030) 年 | 381 人 | 220 人 | 270 人 | 198 人 | 267 人 |

| 学級数 | 二宮小 | 二宮中 | 山西小 | 一色小 | 二宮西中 |
|----------------|-------|------|-------|------|------|
| 平成 34 (2022) 年 | 18 学級 | 9 学級 | 12 学級 | 6 学級 | 6 学級 |
| 平成 37 (2025) 年 | 12 学級 | 8 学級 | 12 学級 | 6 学級 | 8 学級 |
| 平成 42 (2030) 年 | 12 学級 | 6 学級 | 9 学級 | 6 学級 | 8 学級 |

8. 小中一貫教育校を実現するために

- (1) 人事的な事項
- (2) 教員免許について
- (3) 学校配置
- (4) 施設整備

9. 学校の配置について

- (1) 学校の組合せ
- (2) 通学区域
- (3) 通学のための対応
- (4) 学区について

10. 財政計画

- (1) 学校整備について
- (2) 教育内容で必要になる費用
- (3) 財源について

11. スケジュール

平成31年度 5月教育委員会議定例会予定

- 1 日 時 平成31年5月23日(木) 9時30分から
- 2 場 所 二宮町町民センター 2Aクラブ室
- 3 付議事項
 - (1) 二宮町立学校再配置実施計画(案)について
 - (2) 平成31年度二宮町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 小・中学校学級編制及び児童生徒数について
 - (2) その他

(定例会終了後) 学校給食試食(給食費を当日徴収させていただきます。)

13時30分 第1回総合教育会議(第一会議室)

※ 出席を要する主な行事

| | |
|----------------|---------------------------|
| 5月18日(土) | 二宮西中学校体育祭 |
| 5月23日(木) 9時30分 | 5月教育委員会議定例会(2Aクラブ室) |
| 13時30分 | 総合教育会議 |
| 5月25日(土) | 二宮中学校汐鳴祭(体育の部) |
| 5月31日(金) | 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会(山梨県) |
| 6月 8日(土) | 二宮小学校運動会、一色小学校運動会 |